

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第86号

京都市公文書管理規則の一部を改正する規則

京都市公文書管理規則の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(文書事務の責任者)」に改め、同条中「統括する」を「統轄する」に、「を掌理する」を「の責任者(以下「文書管理責任者」という。)及びこれを補佐する」に改める。

第8条本文及び第10条本文中「文書主任」を「文書管理責任者」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)